

人権週間特集



考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心

人権週間 12月4日～10日

～人権週間とは～

昭和 23(1948)年 12月 10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。日本では、毎年12月4日～10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

『同和問題に関して、いまでも「行政から優遇されている」という意識』

平成 22 年度に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」において、過半数を占める人 (55.4%) が、「いまでも行政から特別な扱いを受け優遇されている」とのイメージを持っていることが明らかになりました。かつての劣悪な状況が大きく改善された結果、大阪府では、現在、広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般施策により同和問題の解決に取り組んでいます。(特別措置としての同和对策事業は平成 13 年度末に廃止・終了しています。)

「人権に関するパネル展」の開催

12月2日(月)～9日(月)の間で土・日を含めて9:00～17:30。場所は市役所本庁1階コミュニティスクエア(ロビー)です。

「東日本大震災に伴う風評被害」

根拠のない思い込みや偏見で差別することは、人権侵害につながります。不適切な情報や、誤解を招く情報による風評被害を防止するため、私たち一人ひとりが、情報の正誤を正しく判断できるよう努めましょう。

特設人権相談所を開設!

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、ご相談に応じます。

日時 12月20日(金) 14:00～16:00
場所 市役所別館3階 第3会議室
相談員 羽曳野市人権擁護委員

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日(火)～16日(月)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」。北朝鮮による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

「拉致問題啓発映画『めぐみ』上映会」

日時：12月14日(土) (無料・先着順)
①映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年」
アニメ「めぐみ」
②啓発パネル展
費用：無料 定員：250人(当日先着順)
場所：ピースおおさか
主催：政府拉致問題対策本部、大阪府
羽曳野市、府内全市町村
問合せ：大阪府府民文化部人権局
☎ 06-6210-9280

～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

「きはりの」

女性世界初、エベレスト登頂に成功、女性世界初の7大陸最高峰登頂者 **田部井 淳子** さんの講演です。



テーマ：「エプロンはずして夢の山」(90分)
日時：12月7日(土) 開場 13:30 開演 14:00
場所：L I C はびきのホールM
申込：11/29(金)で終了していますが、当日、空席があれば入場できます。(定員 600人・入場無料)
【その他】手話通訳・要約筆記あり。一時保育の希望は12月5日(木)17:00までに連絡。
【主催】羽曳野市、羽曳野市人権啓発推進協議会
人権啓発活動堺・南大阪地域ネットワーク協議会
【問合せ】人権推進課 ☎ 947-3606 (直通)

『ご存知ですか?「宅地建物取引業人権推進指導員制度」』

大阪府では、宅地建物取引の場における「同和地区」に対する差別や入居差別などさまざまな差別をなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者は、従業員に対し、人権に関する教育、啓発を行い、人権意識の高揚に取り組んでいます。「きはりはびきの～男女共同参画フォーラム～」は、宅地建物取引業者が参加可能な人権研修です。この制度の運営に、羽曳野市も協力しています。宅地建物取引業者の事務所には、右のステッカーが掲示されています。



問合せ：大阪府住宅まちづくり部建築振興課
☎ 06-6941-0351 内線 3083、3084